



ぼくたち わたしたち

くっちゃん子

俱知安ですくすく育つ子どもたちです。「こんな子に育ってほしい！」ご家族の願いも併せて紹介します。
☎総合政策課広報広聴係 ☎ 56 - 8001

※ 4・10 カ月児健康診査を受診した子どもで、保護者が同意した場合のみ掲載しています

子育て支援センターだより

春の遠足のお知らせ ※雨天中止
○日 時：6月12日(木)9時45分～12時
○集合場所：中央公園
○内 容：消防署見学と中央公園でピクニック
○持 ち 物：お弁当、飲み物、敷物、ごみ袋、着替え、虫刺され対策
■遠足申込／5月12日(月)9時30分～

子育て講座「ボクシングエクササイズ」
ボクシングの動きを楽しみませんか？
○日 時：6月24日(火)10時～11時
○場 所：子育て支援センター ※託児あり
○講 師：知野靖子氏
○持ち物：タオル、飲み物(2人分に分けて用意)
※動きやすくはだしになれる服装

子育て支援センター（南3東5ぬくぬく内） ☎ 55 - 8355 FAX 55 - 8377
開所時間 9時30分～12時、13時～17時
休 所 日 日曜日、祝日

子育て講座「親子ランチクッキング」
お子さんと一緒にお昼ご飯を作り、お友達と一緒に食べませんか？
○日 時：6月17日(火)9時45分～11時45分
○場 所：保健福祉会館
○メニュー：炊き込みご飯、ワンタンスープ
○講 師：小屋畑麻未管理栄養士
○持ち物：エプロン(親子2人分)、三角巾、お茶または水、米1合、おしぼり、手拭きタオル、食事用エプロン、子ども用スプーン
○材料費：300円
○対象年齢：1歳6カ月から
■子育て講座申込／
いずれも5月19日(月)9時30分～

高齢者の帯状疱疹予防接種費用助成開始のお知らせ

予 告
★いきいきライフ検診
6月に申込受付開始

帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより発症する病気で、高齢になると増えると言われていています。水膨れなどの症状があり、合併症の1つに皮膚症状が治った後にも痛みが残ることがあります。

今年4月より、予防接種費用の一部助成を開始します。町内に住民票があり、次の条件に該当する場合、助成を受けられますので、接種を希望される方は、予約の上、接種を受けてください。

■対象となる方／

①令和7年度において表の年齢・生年月日に該当する方

※該当する方は、今年度のみ費用助成の対象となります

※4月に対象となる方へ予診票(接種券)をお送りしています。

届いていない方や転入された方は、問い合わせ先へご連絡ください(接種券がないと費用助成は受けられません)

②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方

※助成には、事前手続きが必要

ワクチンの種類	必要回数	町の1回助成額	おおよその自己負担額
組み換えワクチン	2回	10,000円	約10,000～13,000円
生ワクチン	1回	3,000円	約3,500～6,000円

※生活保護世帯の方は、事前手続きにより全額助成(役場1階7窓口)

町内実施医療機関	
ニセコ羊蹄広域倶知安厚生病院 ☎ 22 - 1141 (健康推進課)	
くとさん外科胃腸科 ☎ 21 - 6410	ながいよしえ倶知安クリニック 当日web受付のみ
さとう内科医院 ☎ 22 - 6122	ニセコインターナショナルクリニック ☎ 21 - 5454
白樺会内科クリニック ☎ 22 - 1707	ニセコ脳神経外科 ☎ 21-5500

※町外で接種を受ける方は、事前手続きが必要です(役場1階7窓口)

①令和7年度(R7.4.1～R8.3.31) 対象者の生年月日	
満65歳	S35.4.2～S36.4.1生
満70歳	S30.4.2～S31.4.1生
満75歳	S25.4.2～S26.4.1生
満80歳	S20.4.2～S21.4.1生
満85歳	S15.4.2～S16.4.1生
満90歳	S10.4.2～S11.4.1生
満95歳	S5.4.2～S6.4.1生
満100歳以上	T15.4.1以前生

4月1日より交付開始 高齢者福祉ハイヤー・バス利用助成券

先月号の広報で周知をしていましたが、対象者の条件や対象とならない場合など、改めてお知らせします。

■助成額／左の表のとおり

令和6年度の介護保険料負担段階によって、助成額が異なります

ハイヤー利用助成額		
介護保険料負担段階(令和6年度)	単身世帯	夫婦世帯 同居世帯
第1段階～第5段階	14,000円 (20枚)	21,000円 (30枚)
第6段階～第7段階		14,000円 (20枚)
第8段階～第13段階	対象外となります	

■対象者(4月1日現在)／

令和6年度の介護保険料負担段階が第1～第7段階の世帯で、いずれかに該当する世帯
①満70歳以上の単身世帯
②どちらかが満70歳以上の夫婦世帯

③満70歳以上の高齢者がいる同居世帯

■対象とならない世帯／
次のいずれかに該当する世帯
○障害者福祉ハイヤー・バスの

利用助成券交付を受けている
○社会福祉施設に入所している
○長期入院・療養などのため、連続して3カ月以上不在となる(退院日未定を含む)
○高齢者本人が配偶者が自家用車を所有・使用している世帯

○令和6年度の介護保険料負担段階が第8～第13段階の世帯
※これらいずれかの条件に該当した場合、介護保険料負担段階において対象者に該当しても、助成券は受け取れません

■手続きに必要なもの／

・本人が窓口で受け取る場合
身分証明書(対象世帯の方、全ての身分証明書が必要)、代理人の身分証明書(窓口にて、写しを取ります)
・身分証明書には、健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなどが認められます
※今年度より、印鑑不要

☎ 町地域包括支援センター

☎ 23 - 0500